千葉市避難所運営委員会活動支援補助金交付要綱

　（目的）

第１条　この要綱は、避難所運営委員会（以下「運営委員会」という。）が行う活動に要する経費について、千葉市補助金等交付規則（昭和６０年千葉市規則第８号。以下「規則」という。）に基づき、予算の範囲内において補助金を交付することにより、運営委員会の活動を支援し、災害発生時に指定避難所（以下「避難所」という。）の迅速な開設及び円滑な運営を行うことを目的とする。

（運営委員会）

第２条　この要綱において、運営委員会とは、大規模な災害が発生した場合に備え、事前に避難所における役割分担や施設の利用方法を定めるとともに、災害時にあっては避難所運営を円滑に行うため、避難所ごとに地域住民と施設管理者及び避難所担当職員等により設立された団体をいう。

　（補助限度額等）

第３条　１組織当たりの補助限度額、補助率、対象経費等は別表１に規定するもの

とする。

　（補助金の交付の申請）

第４条　規則第３条の規定により補助金の交付を受けようとする運営委員会の委員長は、千葉市避難所運営委員会活動支援補助金交付申請書（様式第１号）に、次の各号に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（１）事業計画書（様式第２号）

（２）その他市長が必要と認めるもの

（交付の条件）

第５条　規則第５条の規定により付する条件は、次に掲げるとおりとする。

（１）補助事業を中止する場合及び補助事業の内容を変更することにより交付決定額の変更が必要な場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。

（２）規則及びこの要綱を遵守すること。

（交付決定通知）

第６条　規則第６条の規定による通知は、千葉市避難所運営委員会活動支援補助金交付決定通知書（様式第３号）によるものとする。

　（変更等の承認申請）

第７条　運営委員会の委員長は、第５条第１号の規定による承認を受けようとするときは、千葉市避難所運営委員会活動支援補助事業変更（中止）承認申請書（様式第４号）を市長に提出しなければならない。

２　市長は、前項の規定による変更（中止）承認の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、速やかに千葉市避難所運営委員会活動支援補助事業変更（中止）承認（不承認）通知書（様式第５号）により通知するものとする。

　（状況報告）

第８条　運営委員会の委員長は、規則第１０条の規定により、市長が必要と認めたときは、補助事業等の遂行の状況に関し、市長に報告しなければならない。

　（実績報告）

第９条　運営委員会の委員長は、規則第１２条の規定により報告しようとするときは、事業完了後速やかに、千葉市避難所運営委員会活動支援補助金交付実績報告書（様式第６号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

（１）事業報告書（様式第７号）

（２）領収書の写し又は代金の支払いを証するもの

（３）その他市長が必要と認めるもの

　（補助金の額の確定通知）

第１０条　規則第１３条の規定による通知は、千葉市避難所運営委員会活動支援補助金額確定通知書（様式第８号）によるものとする。

　（交付の請求）

第１１条　運営委員会の委員長は、規則第１６条第１項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉市避難所運営委員会活動支援補助金交付請求書（様式第９号）を市長に提出しなければならない。

２　規則第１６条第２項において準用する同条第１項の規定により補助金の交付の請求をしようとするときは、千葉市避難所運営委員会活動支援補助金一括（分割）事前交付請求書（様式第１０号）を市長に提出しなければならない。

　（決定の取消通知）

第１２条　規則第１７条第３項において準用する第６条の規定による通知は、千葉市避難所運営委員会活動支援補助金交付決定取消通知書（様式第１１号）によるものとする。

　（返還命令）

第１３条　規則第１８条第１項又は第２項の規定による返還命令は、千葉市避難所運営委員会活動支援補助金返還命令書（様式第１２号）によるものとする。

　（補則）

第１４条　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、危機管理監が別に定める。

　附　則

この要綱は、平成２９年４月１日から施行する。

　附　則

この要綱は、平成３０年４月１日から施行する。

　附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

　附　則

この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助限度額（１年度当たり） | 補助率 | 経費区分 | 対象経費 | 品目 | 用途 | 経費区分内の上限額 |
| ５万円※１ | 10／10 | A | 筆記用具類等 | 筆記用具、コピー用紙代、コピー代、整理用ファイル、収納ボックス　など | （１）訓練、会議、研修等 | ３万円※２ |
| （２）避難所開設・運営 |
| 衛生用品 | アルコール消毒液、使い捨て手袋、除菌シート　など | （１）訓練、会議、研修等 |
| （２）避難所開設・運営 |
| 食料 | 飲料（ペットボトル、缶）、訓練等で試食する非常食（炊き出し含む）　など | （１）訓練、会議、研修等 |
| 備蓄食料　など | （２）避難所運営 |
| 使用料 | 会場使用料、道路使用料　など | 訓練、会議、研修等 |
| 委託料 | 広報誌作成　など | 訓練、会議、研修等 |
| 謝礼 | 講師に対する謝礼金　など※運営委員会の委員等に対して支払われるものを除く。 | 訓練、研修等 |
| 旅費 | 研修会等参加に伴う旅費　など | 研修等 |
| 用具類 | トランシーバー、蓄電池、照明器具、リヤカー、のぼり旗、防災用ベスト、ブルーシート、ヘルメット、冷房器具、暖房器具、給水器具、その他市長が認めるもの | （１）訓練等 |
| B | （２）避難所開設・運営 | ５万円※１ |
| A | その他市長が認める経費 | ３万円※２ |

別表１

※１　１つの運営委員会で複数の避難所を担当している場合は、５万円に担当している避難所数を乗じた額を限度とする。

※２　１つの運営委員会で複数の避難所を担当している場合は、３万円に担当している避難所数を乗じた額を

限度とする。

様式第１号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

千葉市避難所運営委員会活動支援補助金交付申請書

　（あて先）千葉市長

　　　　　　　　避難所運営委員会名

　　　　　　　　委員長氏名

　　　　　　　　委員長住所

　　　　　　　　連絡先電話番号

　　　　　　　　連絡先電子メールアドレス　　　　　　　　　　　　　　＠

　　　　　　　　 ※　記名押印又は本人が署名してください。

ただし、押印又は署名以外の方法により本人からの申請である

ことを確認できる場合は記名のみで可。

　千葉市避難所運営委員会活動支援補助金の交付を受けたいので、千葉市補助金等交付規則第3条の規定により次のとおり申請します。

|  |  |
| --- | --- |
| 補助金交付申請額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 添付書類 | （１）事業計画書 |
| （２）その他 |

様式第２号

　　　　　　　　　　　事業計画書　　　避難所運営委員会名

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 経費区分 | 実施項目 | 実施内容（実施日時、参加人数、資料作成・配布部数等） | 対象経費＜筆記用具類、衛生用品、食料、使用料、委託料、謝礼、旅費、用具類（訓練等を目的とするもの）、その他＞ | 金額 | 備考（金額の内訳等） |
| Ａ |  |  |  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |  | A経費合計円 | ←３万円まで補助対象※ |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 経費区分 | 実施項目 | 詳細（品目名、単価、数量等）＜B経費対象品目：トランシーバー、蓄電池、照明器具、リヤカー、のぼり旗、防災用ベスト、ブルーシート、ヘルメット、冷房器具、暖房器具、給水器具、その他市長が認めるもの＞ | 対象経費 | 金額 | 備考 |
| Ｂ | 避難所開設・運営を目的とした物品の購入 |  | 用具類（避難所開設・運営を目的とするもの） |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |  | B経費合計円 | ←５万円まで補助対象※ |

※補助金交付申請額（A経費のうち補助申請する額＋B経費のうち補助申請する額）の上限は５万円。

様式第３号

 　千葉市指令　第　　号

　様

千葉市避難所運営委員会活動支援補助金交付決定通知書

年 　月　 日付けで申請のあった千葉市避難所運営委員会活動支援補助金の交付について、下記のとおり決定したので、千葉市補助金等交付規則第６条の規定により通知します。

 　　　　年　　月　　日

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　千葉市長

|  |  |
| --- | --- |
| 補助金交付決定額 | 　　　　　　円 |
| 交付条件 | １　補助事業を中止する場合及び補助事業の内容を変更することにより交付決定額の変更が必要な場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。２　千葉市補助金等交付規則及び千葉市避難所運営委員会活動支援補助金交付要綱を遵守すること。 |

（審査請求等について）

　１　この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、千葉市長に対してすることができます。

　２　この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第４号

　　　　　　　　年　　月　　日

千葉市避難所運営委員会活動支援補助事業変更（中止）承認申請書

　（あて先）千葉市長

　　　　　　　　避難所運営委員会名

　　　　　　　　委員長氏名

　　　　　　　　委員長住所

　　　　　　　　連絡先電話番号

　　　　　　　　連絡先電子メールアドレス　　　　　　　　　　　　　　＠

 ※　 記名押印又は本人が署名してください。

ただし、押印又は署名以外の方法により本人からの申請である

ことを確認できる場合は記名のみで可。

　　　　　年　　月　　日付千葉市指令　第　　号により補助金の交付決定のあった事業を次のとおり変更（中止)したいので、千葉市避難所運営委員会活動支援補助金要綱第７条第１項の規定により申請します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 補助金交付申請額 | 変 更 前 | 円 |
| 変 更 後 | 円 |
| 変更・中止の理由 |  |
| 添付書類 | （１）事業計画書 |
| （２）その他 |

様式第５号

 　千葉市指令　第　　号

　様

千葉市避難所運営委員会活動支援補助事業変更（中止）承認（不承認）通知書

年 　月　 日付けで申請のあった千葉市避難所運営委員会活動支援補助金の交付について、次のとおり承認する（しない）こととしたので、千葉市避難所運営委員会活動支援補助金要綱第７条第２項の規定により通知します。

 　　　　年　　月　　日

 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　千葉市長

|  |  |
| --- | --- |
| 変更前補助金交付決定額 | 　　　　　　円 |
| 変更後補助金交付決定額 | 　　　　　　円 |
| 変更（中止）承認（不承認）理由 |  |
| 交　付　条　件（変更後補助金交付決定額が０円以外の場合） | １　補助事業を中止する場合及び補助事業の内容を変更することにより交付決定額の変更が必要な場合には、あらかじめ市長の承認を受けること。２　千葉市補助金等交付規則及び千葉市避難所運営委員会活動支援補助金交付要綱を遵守すること。 |

（審査請求等について）

　１　この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、千葉市長に対してすることができます。

　２　この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第６号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

千葉市避難所運営委員会活動支援補助金交付実績報告書

（あて先）千葉市長

　　　　　　　　避難所運営委員会名

　　　　　　　　委員長氏名

　　　　　　　　委員長住所

　　　　　　　　連絡先電話番号

　　　　　　　　連絡先電子メールアドレス　　　　　　　　　　　　　　＠

 ※ 記名押印又は本人が署名してください。

ただし、押印又は署名以外の方法により本人からの申請である

ことを確認できる場合は記名のみで可。

　　年　　月　　日付千葉市指令　　　第　　　号により交付決定のあった補助金の実績について、千葉市補助金等交付規則第１２条の規定により次のとおり報告します。

|  |  |
| --- | --- |
| 補助金交付決定額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 経費精算額（実際にかかった金額） | ①経費区分A | 円 |
| ②経費区分B | 円 |
| ③合計（①+②） | 円 |
| 添付書類 | （１）事業報告書（２）領収書の写し又は代金の支払いを証するもの（３）その他 |

　　※　交付決定を受けた年度の年度末（３月末）までに提出してください。

様式第７号

　　　　　　　　　　　事業報告書　　　避難所運営委員会名

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 経費区分 | 実施項目 | 実施内容（実施日時、参加人数、資料作成・配布部数等） | 対象経費＜筆記用具類、衛生用品、食料、使用料、委託料、謝礼、旅費、用具類（訓練等を目的とするもの）、その他＞ | 金額 | 備考（領収書の補足等） |
| Ａ |  |  |  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |  | A経費合計円 | ←３万円まで補助対象 |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 経費区分 | 実施項目 | 詳細（品目名、単価、数量等）＜B経費対象品目：トランシーバー、蓄電池、照明器具、リヤカー、のぼり旗、防災用ベスト、ブルーシート、ヘルメット、冷房器具、暖房器具、給水器具、その他市長が認めるもの＞ | 対象経費 | 金額 | 備考 |
| Ｂ | 避難所開設・運営を目的とした物品の購入 |  | 用具類（避難所開設・運営を目的とするもの） |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |  | B経費合計円 | ←５万円まで補助対象 |

様式第８号

千葉市達　　　第　　　号

　　　　　　　　　様

千葉市避難所運営委員会活動支援補助金額確定通知書

　　　　　年　　月　　日付で報告のあった千葉市避難所運営委員会活動支援補助金の額が千葉市補助金等交付規則第１３条の規定に基づき確定したので通知します。

　　　　　年　　月　　日

千葉市長

補助金確定額　　　　　　　　　　　　　　　円

（審査請求等について）

１　この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、千葉市長に対してすることができます。

２　この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第９号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

千葉市避難所運営委員会活動支援補助金交付請求書

　（あて先）千葉市長

　　　　　　　　避難所運営委員会名

　　　　　　　　委員長氏名

　　　　　　　　委員長住所

　　　　　　　　連絡先電話番号

　　　　　　　　連絡先電子メールアドレス　　　　　　　　　　　　　　＠

 ※ 記名押印又は本人が署名してください。

ただし、押印又は署名以外の方法により本人からの申請である

ことを確認できる場合は記名のみで可。

　　　　　年　　月　　日付千葉市達　　第　　号により確定した補助金の交付について千葉市補助金等交付規則第１６条第１項の規定により下記のとおり請求します。

記

１　補助金交付請求額　　　　　　　　　　　　　　　　　　円

２　振り込み金融機関

|  |  |
| --- | --- |
| 取引銀行 | 　　　　　　　　銀行　　　　　　　　　　　　　支店 |
| 預金の種類 | 普　通　預　金　　　・　　　当　座　預　金 |
| 口座番号 |  |
| フリガナ |  |
| 口座名義人 |  |

（注）１　口座名義人は、通帳どおり正確に記載してください。

　　　２　委員長と口座名義人が違う場合は委任状が必要となります。

様式第１０号

 　　　　年　　月　　日

千葉市避難所運営委員会活動支援補助金一括（分割）事前交付請求書

（あて先）千葉市長

　　　　　年　　月　　日付千葉市指令　第　　号により交付決定のあった補助金の交付を次のとおり受けたいので、千葉市補助金等交付規則第１６条第２項の規定において準用する同条第１項の規定により請求します。

|  |  |
| --- | --- |
| （申請者）避難所運営委員会名委員長住所委員長氏名（※） | ※ 記名押印又は本人が署名してください。ただし、押印又は署名以外の方法により本人からの申請であることを確認できる場合は記名のみで可。 |
| 補助金の交付決定額 |  　　　　　　　 円 |
| 補助金の既交付額 | 　　　　年　　月　　日交付　　　　　　　　　　円 |
| 補助金の交付請求額 |  　　　　　　　 円 |
| 振込金融機関 | 取引銀行 | 　　　　　　　　　　　銀行　　　　　　　　　　　支店 |
| 預金種類 | 　　　　普　通　預　金　　　・　　　当　座　預　金 |
| 口座番号 |  |
| フリガナ |  |
| 口座名義人 |  |
| 添付書類 | 千葉市避難所運営委員会活動支援補助金交付決定通知書の写し |

（注）１　口座名義人は、通帳どおり正確に記載してください。

　　　２　委員長と口座名義人が違う場合は委任状が必要となります。

様式第１１号

 千葉市達　第　　　号

　　　　　　　　　　　　　様

千葉市避難所運営委員会活動支援補助金交付決定取消通知書

　　　　　年　　月　　日付千葉市指令　第　　号により通知した千葉市避難所運営委員会活動支援補助金交付決定の（全部・一部）を次のとおり取り消したので、千葉市補助金等交付規則第１７条第３項において準用する第６条の規定により通知します。

 　　年　　月　　日

千葉市長

|  |  |
| --- | --- |
| 補助金の交付決定額 |  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 取　　　消　　　額 |  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 取消後の交付決定額 |  　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 取り消しの理由 |  |

（審査請求等について）

　１　この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、千葉市長に対してすることができます。

　２　この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様式第１２号

 千葉市達　第　　　号

　　　　　　　　　　　　　様

千葉市避難所運営委員会活動支援補助金返還命令書

　千葉市補助金等交付規則第１８条（第１項・第２項）の規定により、次のとおり返還を命じます。

 　　　年　　月　　日

千葉市長

|  |  |
| --- | --- |
| 補助金の交付決定額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 補助金の既交付額 | 　　　　年　　月　　日交付　　　　　　　　　　円 |
| 補助金の交付確定額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 返還すべき金額 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　円 |
| 返還期限 | 　　　　年　　月　　日まで |
| 返還を命ずる理由 |  |
| 返還方法 | 市が発行する納入通知書により返還すること。 |

（審査請求等について）

　１　この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、千葉市長に対してすることができます。

　２　この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。